



児童扶養手当受給者へ 臨時給付金5万円を5月中に上乗せ給付

概要説明

四條畷市では、新型コロナウイルス感染症緊急対策プランの一つとして、学校等の臨時休業、事業所等の休業等に伴い、就業環境に影響を受けやすく、就労や経済面に不安を抱えるひとり親世帯を応援するため、市独自施策として、児童扶養手当受給者約450世帯に対し、令和2年5月分等（定例支給日：7月10日）の児童扶養手当に臨時給付金5万円を上乗せ給付します。

ただし、受給者の厳しい現状を踏まえ、早期に給付するべきとの判断から、申請手続きを不要とし、定例支給日から前倒しして、令和2年5月25日（月）に児童扶養手当振込の指定口座に臨時給付金5万円を振り込みます。

対象者：基準日（令和2年5月1日）に本市児童扶養手当受給資格を有する人のうち、本市から令和2年5月分の児童扶養手当が支給される人（生活保護受給者や現況届未提出者等を除く）

対象世帯数：約450世帯

給付額：児童の数に関わらず児童扶養手当受給者に一律5万円

給付日：令和2年5月25日（月）

給付方法：児童扶養手当の振込口座として、すでに登録のある口座に振り込み

問い合わせ

電話 072-877-2121〈代〉

子ども支援課 担当：平松（内線683）、川中（内線689）